

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	化製場等の許可取消、設備の使用制限又は禁止
概要	化製場等の設置者又は管理者が、第 6 条の 2（構造設備の改善命令）に 違反したときは、第 3 条第 1 項の許可を取消、又はその設置者若しくは管 理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずること ができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第 7 条
処分基準	化製場等に関する法律第 6 条の 2 の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	